

戦後ドイツの「もう一つの過去」

- 東方領土問題とナショナル・アイデンティティをめぐって -

佐藤 成基

1 東方領土の喪失と「追放」

(1) 領土変更の経緯

・1944年10月のソ連軍(赤軍)のドイツ領侵攻 ドイツ東部の占領を既成事実化 ポツダム協定での事実上の国境画定 東部の領土をソ連、ポーランドの統治下に置く(114,000平方キロ、旧ドイツ領の24%)。ポーランドの東部領土のソ連へ(180,000平方キロ) ソ連の西方拡大。

(2) 「追放 Vertreibung」

戦争に伴う大量の難民発生、ポツダム協定での連合政府の合意によるドイツ人の組織的「移送」 約1500万人が「追放」を強いられる(DDRでは「移住 Umsiedlung」と表現) 760万人がBRDに(東方領土からは440万)、ポーランド人の強制移住(約180万人) ドイツ東方領土へ。

2 東方領土と戦後ドイツの出発

(1) DDR と BRD

・ドイツ民主共和国(DDR) ゲルリッツ協定(1950年6月)でオーデル=ナイセ線を「平和国境」として承認  
・ドイツ連邦共和国(BRD) 否認(政府、主要政党、世論、被追放者諸団体)  
(Cf. ポーランドは「歴史的領土の回復」であるにとらえる ポーランド化政策)

(2) BRD における東方領土回復要求の論理

・《1937年12月31日時点のドイツ領 [= ヒットラーの対外拡大以前のドイツ領 = ヴァイマル共和国当時のドイツ領] は、戦後も法的に持続している》という解釈: 「ドイツ帝国 deutsches Reich」, 「全ドイツ Gesamtdeutschland」, 「ドイツ全体 Deutschland als Ganzes」などと表現されるドイツの自己規定 = 帝国 アイデンティティ 東方領土回復の要求を正統化する解釈範型

(3) 帝国 の法的規定

・国際法

1944年9月12日ロンドン議定書(英米ソ): 「1937年12月31日の国境内のドイツは占領の目的で三地区に分割される」

ポツダム協定: (1)東方領土はポーランド政府の「行政下」に置かれただけ(2)最終的な国境画定は平和条約締結まで保留(資料)

ドイツ条約(資料)

・基本法 Grundgesetz (1949)(憲法制定のための議会評議会のメンバーは共産党を除き「1937年のドイツ」の一体性を支持していた)

BRDは暫定的(「一過渡期 eine Übergangszeit」)の国家、「全ドイツ人民 Das gesamte Deutsche Volk はドイツの統一と自由を、自由な自己決定において完遂するべく求められている」(前文)

東方領土の喪失もDDRの別国家としての存在も認めない。実際のBRDの領域以外の加入を前

提（第 23 条）

第 16 条：ドイツ国籍の存続 BRD 独自の国籍はなく、1913 年のドイツ帝国の国籍法がそのまま用いられる 東方領土に住む戦前からのドイツ国民は、戦後もドイツ国民とされる

第 116 条「ドイツ人」の定義：「ドイツ国籍 Staatsangehörigkeit を持つか、あるいはドイツ人の民族帰属 Volkszugehörigkeit をもち難民か被追放者あるいはその配偶者や子孫として 1937 年 12 月 31 日時点でのドイツ帝国の領土に受け入れられたもの」

#### （ 4 ）東方領土への主張

中央政府、地方政府、主要政党はみな東方領土の喪失を拒否

- ・ 1949 年 9 月 20 のアデナウアーの政府声明 資料
- ・ 1950 年 6 月 13 日連邦議会全会一致決議（ゲルリッツ協定の締結を受けて） 資料
- ・ 1952 年 SPD の活動綱領 資料
- ・ 「全ドイツ問題省」の設置

#### （ 5 ）世論

- ・ アレンスバッハ研究所の世論調査：1951 年に 80 % が「承認しない」 資料
- ・ 地図表記
- ・ 呼称（「西ドイツ」「中央ドイツ」「東ドイツ」）（DDR = 「ソビエト占領区 SBZ」「DDR」）

#### （ 6 ）被追放者 Vertriebene の諸団体と政党

- ・ 被追放者による様々な団体形成。当初は被追放者の再会、生活保護・経済援助が中心（「被追放者省」の設置、1954 年の負担均衡法制定）。次第に「故郷」回復要求へ（東方領土を越える場合あり）。政府や議会への影響力行使、世論へのアピール。
- ・ BHE（故郷被追放者と権利剥奪者の連合）[ 政党 ]：1950 年結成。1953 年には連邦議会で 27 議席、連立政権に参加。1957 年以後勢力を失い消滅へ。
- ・ BdV（被追放者同盟）[ 一種の利益団体 ]：1957 年結成。被追放者の統一的組織
- ・ 「故郷権 Heimatrecht」に訴える。1950 年の被追放者憲章（ 資料）。東方領土喪失とオーデル＝ナイセ線を否認する強力な政治団体 政府、世論に圧力をかける。諸政党は票田として重視。被追放者議員を擁する 議会での影響力

### 3 1960 年代 - BRD 政治文化の変容 -

#### （ 1 ）市民社会レベルでの新たな動き

- ・ EKD（プロテスタント教会）：「和解」へ（ 資料） 国内世論に影響
- ・ FDP、SPD 内の変化：1968 年 3 月 SPD 党大会でのブランド演説および決議（ 資料） 被追放者党员（レース）からの抗議、FDP の党首交替（メンデ シェール）

#### （ 2 ）東方領土喪失承認の論理

ドイツ民族の名において行われたナチス犯罪 ヨーロッパの平和に貢献するのがドイツ民族に課された歴史的な義務である ポーランドとの「和解 Aussöhnung」はヨーロッパの平和に貢献するためにドイツが努めなければならない義務である オーデル＝ナイセ線の承認

- ・ 戦後ドイツ人の自己規定 = ホロコースト アイデンティティ（Giesen 1993） 東方領土の放棄を正統化する解釈範型

#### 4 東方政策と「和解」

##### (1) ブラント政権 (SPD、FDP 連立)

- ・ブラント就任直後の政府声明演説 (1969 年 10 月 29 日): ヒットラーの「国民的背信」 平和に対するドイツ人の義務と責任 DDR との協力関係 「二つの国家、一つの国民」(東方領土の「ネーション」からの排除)
- ・「全ドイツ問題省」を「ドイツ内閣関係省 Ministerium für innerdeutsche Beziehungen」と改称。「被追放者省」を廃止して内務省に編入。

##### (2) 東方政策

- ・モスクワ、ワルシャワ条約 (東方諸条約) の締結 (1970 年 8 月、12 月) ポーランド西側国境の「不可侵性」の承認 (資料)
- ・東方政策の論理: ポーランドとの「和解」によってヨーロッパの平和へ貢献(「和解はヴィリー・ブラントの、そして後に私の東方政策にとって決定的に重要な動機である。...そしてそれは、特殊ドイツ的な動機でもある。」[ Schmidt 1987: 306 ]) 諸外国からの「信頼」(ナチスの過去からの解放) ドイツの国益につながる (資料)
- ・東方諸条約への抵抗 (CDU/CSU、BdV 及び被追放者議員): ドイツの民族自決権を無視した基本法違反、国際法 (ポツダム協定、ドイツ条約) 違反、「追放」の不正を容認 (人権 = 「故郷権」の侵害) 東方領土在住のドイツ人 (=「ドイツ国民」) の権利侵害。(資料)
- ・東方諸条約の連邦議会での批准 (1972 年 5 月 17 日): CDU/CSU 議員のほとんどが棄権 (賛成者なし)。連邦議会の全会一致決議 東方諸条約は「暫定協定」であって平和条約ではない、国境画定の国際法的基礎にはならない (資料)。

##### (3) 世論の大きな変化

- ・主要メディアの東方諸条約是認
- ・世論調査での「承認」が 60 歳を超える (資料)
- ・BdV 等、「ドイツ帝国の再確立」や東方領土への「故郷権」の主張が周辺化されていく 「極右」的主張
- ・地図の表記の変化 (1961 年「地図表記要領」の廃止)。「東ドイツ」の意味変化。

#### 5 東方諸条約後の東方領土問題

##### (1) 東方領土をめぐる二つの対立する解釈

- ・反放棄派: ドイツ帝国は法的に持続 東方領土はドイツの一部 法原理主義 (基本法、国際法)
- ・放棄承認派: 「和解」と平和への特殊な歴史的責務 放棄の必要性 道徳と政治的リアリズム

##### (2) 「ドイツ帝国」概念の変容

###### ・三つの要素

「ドイツ帝国」の法的抽象化: 連邦憲法裁判所の判決 (1973、75 年) (資料)。《連邦共和国は国境を認めるが将来統一されるドイツはその限りではない、「ドイツ」の国境問題は「未決 offen」である》という東方諸条約の解釈

領土概念の属人化: ポーランドに居住するドイツ人の権利 (文化、言語、生活機会の侵害) の問題 (「民族集団権 Volksgruppenrecht」の主張)。渡航の自由 (「アウスジードラー Aussiedler」

問題)。

- 人権としての「故郷権」：その侵害としての「追放」 その不正、犯罪性の告発
- ・野党時代の CDU/CSU のドイツ政策（特に、被追放者との連携）(資料)
- ・1982年の政権交代以後、この「帝国」の論理が前面に（ツィンマーマン、コール）(資料)
- ・ポーランド側はこれらの主張を「修正主義」「報復主義」と批判する。（ドイツ人「マイノリティ」の存在を否定 「元来ポーランド人であり、経済的理由で BRD に渡航を希望しているだけ」という解釈）
- ・ポーランドとの関係改善への障碍：1975年締結の「独ポ合意」は がとりあげられる。教科書勧告問題では と 。1988年のゲンシャーのポーランド訪問では（間接的に）。

(3) 東方領土の国内政治的意味

- ・被追放者の「望郷の念」 CDU/CSU、被追放者諸団体による組織化（CDU/CSU の票田としての被追放者）(東方領土問題は被追放者の「特殊利害」問題に)
- ・CDU/CSU による SPD 攻撃の材料
- ・対ポーランド関係の停滞 オーデル=ナイセ線「否認」の増加（1989年夏の世論調査）

6 ベルリンの壁崩壊以後

(1) 国境の最終承認

- 1989年11月「壁」崩壊 「東西統一」(BRD と DDR の統合)へ 東方領土なその代価 「和解」の論理の再登場 「架け橋」としての国境、被追放者、ドイツ人マイノリティ (資料)
- ・1990年6月21日：連邦議会と DDR 人民議会が共同で議会決議（オーデル=ナイセ線は「最終的 endgültig」な国境） 「2 + 4条約」(9月12日) BRD と DDR の統一 国境画定条約（11月14日） 善隣友好条約（1990年6月17日）と共に議会批准（1991年10月）
  - ・BdV の抵抗：法律・外交上の早急さを批判（資料） 署名運動（「自由な投票による平和」）

(2) 領土問題の残存

- ・属人的要素の重要性増大：「追放」の不正（連邦議会決議）、ドイツ人マイノリティの権利保証（善隣友好条約） 被追放者諸団体の活動の場（「人権」「故郷権」「民族集団権」問題）

(3) 東方領土問題の新たな展開（2000年以後）

- ・反追放センター-Zentrum gegen Vertreibungen 設立問題 「反追放センター」基金、連邦議会決議（2002年7月4日）
  - ・メディアでの「追放」ブーム（ドキュメンタリー、グラス）
  - ・財産権問題 プロイセン信託会社（Preussische Treuhand）
- 政治的文脈の変化：EU 拡大、「過去への政治」のグローバル化。被追放者諸団体孤立化からの脱却戦略。

7 おわりに

- ・領土問題は国家の力関係による国境画定だけではない 「ナショナル・アイデンティティ」の問題がからむ 領土喪失を正統化する論理の必要性。領土自体は放棄されても 帝国 アイデンティティは形を変えて存続する（被追放者たちの追放体験、故郷へのノスタルジーと複雑に絡む）
- ・「国民」形成と「忘却」(ルナン)。しかしその「忘却」の過程は苦渋に満ちている。